

## 戦前期筑豊における炭鉱の検炭規定

Coal Testing Regulations at Coal Mines in Chikuho in the Pre-World War II Period  
NAGAIRO Toshitaka

長廣利崇

### 第一節 はじめに

嘗て産炭地では多数のボタ山を目にすることができたが、今やその姿は過去の記憶となっている。硬(ボタ)とは、坑内から採炭された石炭のうち商品とはならない捨石を意味する。石炭産業が盛んな時代には、硬が集められ山が築かれたが、自然発火や崩落などの恐れから閉山とともにボタヤマは急速に減ってきた。

石炭鉱業史においては、流通・生産・技術・労働・企業間関係などが検討されているが、商品炭から除かれる硬について議論されることは少ない。本稿で紹介する採炭談話会編の『筑豊諸炭坑検炭規定一覧』(1931年6月)は、産炭地筑豊における炭鉱企業の検炭規則が記されたものである<sup>(1)</sup>。

検炭とは、採炭夫が坑内で採掘した石炭を賃金支払のために検査することを指す。戦前期の炭鉱労働者の賃金支払方法は、納屋頭と呼ばれた中間の請負制度が廃止された以後、経営者と労働者との直接的取引となった。採掘に直接的に携る採炭夫の賃金支払方法は、出来高給であった。具体的には、採炭夫は切羽(採炭場所)で採掘した石炭を炭函に入れて坑外に搬出し、坑外では係員がそれぞれの炭函を確認する。この時、炭函のなかに商品炭とはならない硬が含まれていた場合、それらを差し引いて賃金が計算され、炭函の石炭の量によって賃金の増減がなされることもあった。

商品炭と硬さらには炭種や規格ごとに搬出炭を分ける作業は選炭と言われたが、坑内においてできるだけ硬を搬出しないようにしておくことが望ましかった。こうした「坑内選炭」を採炭夫に課すことも検炭のもうひとつの目的であった。

ところで、幕末開港期から明治期にかけて目覚しく発展した石炭産業は、第一次世界大戦期の好景気を経て、1920年代の不況下に再編期を迎えた<sup>(2)</sup>。不況下においては、生産費の引下げが炭鉱企業の重要な課題となった。ここで『筑豊諸炭坑検炭規定一覧』に掲載されている1931年2月における大正鉱業の「硬引」と「欠引」量を見てみたい<sup>(3)</sup>。

出炭荒函数 73351 (函)

硬引函数 16592.95 (函) 欠引函数 1728.65 (函) 差引正味函数 55029.40 (函)

正味函数に対する硬引 30.16 (%) 欠引 3.14 (%)

荒一函生産費 0.3779 屯 正味一函生産費 0.473 屯

生産炭量 27835 (噸) 廃除炭合計 15041 (噸)

廃除炭内訳：手選硬 4509 (噸) 手選二号 3253 (噸) 水選硬 6780 (噸) 水選二号 499 (噸)

採炭夫が坑内で採掘して坑外へ搬出された「出炭荒函数」に対して、30.16%の「硬引」と3.14%の「欠引」がある。後に詳しく触れるが、「硬引」とは、採炭夫の出来高量から賃金に換算されない硬を引くことを意味し、「欠引」とは規定の量を下回る場合に出来高量を差し引くことを指す。

重要なことは商品とはならない硬の採炭、すなわち採炭夫の切羽での作業、坑外への搬出には費用がかかることである。大正鉱業の場合は、上述のように「荒一函生産費 0.3779 屯」に対して「正味一函生産費 0.473 屯」となり一函当り 0.0951 屯の費用が「硬引」によって発生している。これらは採炭において必ず生じることであるが、炭鉱企業は「硬引」と「欠引」とを可能な限り減らす必要があったといえよう。このコストの一部は採炭夫に負わされていた。

本稿では、先行研究において言及されることの少なかった検炭制度に関する史料を紹介する。第二節では、検炭制度の概要と「欠引」・「硬引」について紹介し、第三節では各炭鉱企業の「欠引」・「硬引」の史料を掲載する。

## 第二節 史料の概観

### (1) 検炭制度の概要

採炭談話会編『筑豊諸炭坑検炭規定一覧』（1931年6月）では、筑豊の大炭鉱の検炭規定が示されている。この資料には、鉱夫雇用労役規則に記載された各炭鉱の検炭規則とともに、検炭の実際の運用方法が記されている炭鉱もある。個々の炭鉱は法令に則り規則を制定して鉱山監督局に提出していたが、この資料には検炭の項目のみが掲載されている。鉱山監督局が検炭規則の制定を各炭鉱に求めた理由は、検炭が「坑夫の不平をここから招くといふことは少なくなく、これが公平を期することは重大の問題に属する」ことがあったためだと思われる<sup>(4)</sup>。

検炭の流れ見てみよう。選炭場ないしは貯炭場において、坑外に搬出された炭車（炭函）の積載量が係員の目測によって検査された。積載量については、①規定の量に対する増減（「欠引」・「入引」・「歩増」・「歩減」・「量目」・「積載容量」などと各炭鉱で表記）、②硬の混入量（「硬引」・「入硬」・「混入硬」・「悪石」などと各炭鉱で表記）が検査された<sup>(5)</sup>。①と②には一定の基準があったが、坑外に上げられた「粗函」－「欠引」－「硬引」という計算式によって採炭夫の産出量（「実函」）が決まる。史料にはこれ以上の記載がないが、この産出量に基づき支払賃金が計算されることとなる。

史料に掲載されている全ての炭鉱において、検炭は「目測」で行うことが明示されている。ただし、大之浦炭鉱では「一回篩ヲ使用シ、炭層別細密検査ヲ行ヒ、詳細ニ検量シ目測ノ参考トナシ正確ヲ期ス」とされ、「目測ノ参考トナルモノナレバ、資料トシテハ、特ニ硬多キモノノミヲ選バズ、各層各切羽ニ亘リテ廣ク取ルヲ良シトスルモ、相当手数及時間ヲ要スルモノナレバ、出来ル丈ケ廣ク取ルコトトシ一日二十函以上ヲ検炭ス」とされているように、多くの炭鉱ではサンプルとして毎日幾つかの炭函の量目や硬を正確に測り、目測の参考とするよう明記されている。ただし、三菱筑豊鉱業所のみは硬引に対して「混入硬検量使用標準榊」を設けていた。

史料に掲載されているほとんどの炭鉱では、検炭に鉱夫の代表者の立会いを認めている。例えば、筑豊三菱鉱業所では「採炭ニ従事スル者又ハ、其ノ委嘱ヲ受ケタル従業員ハ何時ニテモ当該係員ニ申出検炭ニ立会フコトヲ得」「但、一時ニ多数立会ヒラ求メ操業ニ支障ヲ来ス場合ハ、之ノ限ニア

ラス」とされている。これと同時に規定を検炭場に掲示することが明記されている。

全ての炭函に対して検炭されるように記された規則がほとんどであったが、三井田川鉱業所では「全一切羽ノ出炭函中ノ代表函ニ就キ手選秤量シ、其ノ成績ニ依リ炭函容量及炭種ニ應ジ左表ニ依リ賃金ヲ増減ス」「但シ、炭函一函ノ含硬量が五割及ソレ以上ノ歩引ニ相当スルトキハ、全一切羽炭函ヲ検収スル能ハザル場合ノ外ハ、全一切羽ノ炭函ニ付更ニ一函以上ヲ検査シ、其ノ平均含硬量ニ依リ歩引ヲ行フ」「検炭一函ノ成績ハ、全一切羽産炭十函以上ニ及ボサザルモノトス。四割又ハソレ以上ノ歩引ヲナスベキ場合ニ於テハ、本人ヲシテ立会セシム」とされていた。同様に大之浦第二坑では「検炭シタル炭車ノ前後ノ炭車ノ硬引ヲナス其ノ及ボス函数ハ、出炭函数ノ四分ノ一ニシテ一先タルト共同切羽タルトヲ問ハズ」とされた。

## (2) 欠引と硬引

検炭の目的は、「欠引」と「硬引」を行うことにあった。「欠引」と「硬引」の仕方は炭鉱企業によって異なり、①賃金 = (搬出量 × 欠引率 × 硬引率) × 函当り賃金、②賃金 = 搬出量 × 函当り賃金によって算出された賃金額に欠引率と硬引率を乗じる場合があった。これに加えて、「欠引」・「硬引」を行う際、賃金から規定の額を差し引く企業も存在した。

「欠引」では、函の容量に対する増減によって欠引率を定めている場合(田川・山野・古河・豊国・忠隈)、函縁などの一定の箇所からの長さでそれを定めている場合(大之浦・漆生・大辻・麻生・飯塚・蔵内・大正・三菱)があった。ただし、炭函の満載量を定めている炭鉱は少なく「上面ヲ水平ニ均シタル状態」という三井田川の例が唯一であった。他方で、「1函 = 27.378立法尺」とし「炭函上縁ヨリ三寸高」を「規定荷高」とする漆生炭坑の事例に見られるように、長さで「欠引」を検査する炭鉱は、「函縁」を起点としてその増減を計測するように定めることが多かった。

例えば、採掘した石炭が函の容量に対して3分(30%)を越えた場合に5分(50%)増しとする時、欠引率は1.5となり、5分に満たなかった場合に5分引きとする時、欠引率は0.5となる。このように欠引率を容量に対して課す炭鉱企業が多かった。

「硬引」は、重量(田川・山野)、容量に対する割合(漆生・大辻・古河・麻生・忠隈・三好・大正)、硬の個数(大之浦・蔵内・二瀬)、規定の柵(飯塚・三菱)で計測された。「欠引」と同様に、これらの方法によって計られた硬に対して函の容量に硬引率を課す場合と定額の金銭を差し引く場合があった。

これら方法で計られた硬に対して硬引率が定められる。図1には、三井山野鉱業所と大辻岩屋炭鉱との硬量に対する硬引率が示されている。大辻は硬量30斤まで加増している

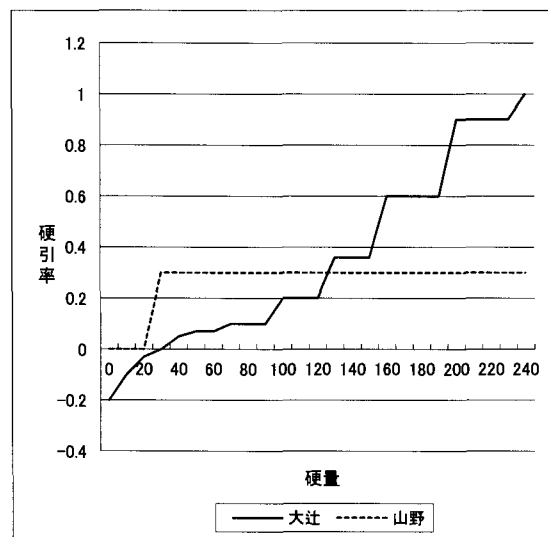


図1 硬引率と硬量との関係  
出所) 採炭談話会編『筑豊諸炭坑検炭規定一覽』  
(1931年6月)

ので硬引率はマイナス値となっている。大辻と山野の硬引率の設定は対照的であり、採炭夫のインセンティブの設計に関する両者の違いが分かる。こうした関係は第三節に示される史料によって、全ての炭鉱で検討することが可能であろう。

ただし、嘉穂鉱業所では、「規定ハ右ノ如クナルモ、事実ハ甚ダ緩ニシテ、現場ニ於テ選別困難ナル程度ノ選炭ヲ強ルハ、却而工程ヲ低下スルモノトシ、主トシテ懲戒ノ意ニヨル程度ノモノナリ」とされているように、規則の運用実態も検討せねばならない。

こうした制度的概要を踏まえて、以下では各炭鉱企業の「欠引」と「硬引」に関する史料を掲載する<sup>(6)</sup>。

### 第三節 史料

#### (1) 欠引

##### ①三井田川鉱業所

基準ヨリ超エタルモノ。四糶以上：一割増、二糶以上四糶未満：一割増、二糶未満：五分増、三糶未満：増減ナシ

基準ニ達セザルモノ。三糶以上五糶未満：五分引、五糶以上七糶未満：一割引、七糶以上十糶未満：二割引：十糶以上ハ五糶ヲ増ス毎ニ割宛追加集ノ引ス

##### ②三井山野鉱業所第二坑

入量八百五十斤以上一割ヲ増ス毎ニ一割ノ賃金ヲ加給シ一割減ズル毎ニ一割ヲ賃ス

秤量減ノ設置ナキ坑所又ハ多数實檢シ能ハザル時ハ目測ニヨリ函縁ヨリ二寸切レヲ以テ一割引トシ之レニ準シ炭函満載以上ヲ一割増トス

##### ③大之浦鉱業所

満載 0.05 ~ 0.07 歩増、五分以内切レ(空欄)、一寸切レ 0.05 歩引、二寸切レ 0.10 歩引、三寸切レ 0.15 歩引、四寸切レ 0.20 歩引、備考：以上積載量一寸ヲ減ズル毎ニ歩引歩合 0.05 ヲ加フ

二坑：スリキリアルモノ一函二七銭、五勺出ノアルモノ一函二十銭ノ賞与ヲ附ス<sup>(7)</sup>

三坑：満載一函二対シ十銭ノ賞与ヲ附ス

五坑：全前

六坑：満載函一函二対シ七銭ノ賞与ヲ附ス

##### ④漆生炭鉱

規定荷高(炭函上縁ヨリ三寸高ヲ云フ)以下一寸マデハ之ヲ為サズ二寸五分マデハ二寸五分ニツキー合ノ割合以下全一割引ニテ之ヲ為ス

##### ⑤大辻岩屋炭礦株式会社

積増五分以上：一割増、積増五分未満二分増<sup>(8)</sup>

積不足五分未満：0、五分以上：三分以内引、一寸：八分引、二寸：一割二分引、三寸：一割八分引、四寸：二割三分引、五寸：二割八分引、六寸：三割三分引、七寸：三割八分引、八寸：四割四分引、九寸：五割引、一尺：七割引

##### ⑥古河西部鉱業所

一、容量ノ不足百分ノ五マデハ之ヲ為サズ。二、全百分ノ十マデハ一合引。三、全百分ノ二十

マデハ二合半引。四、全百分ノ三十マデハ四合引。五、全百分ノ四十マデハ六合引。六、全百分ノ五十マデハ九合引。七、全百分ノ五十ヲ越ユルモノハ十合引

⑦麻生山内

一、炭車ノ上縁四寸高荷高ヨリ一寸マデノ不足ニ対シテハ入引ヲナサズ。二、上ヨリ二寸五分マデノ不足ニ対シテハ一割引。三、上ヨリ五寸マデノ不足ニ対シテハ二合五勺引。四、上ヨリ七寸五分マデノ不足ニ対シテハ四合引。五、上ヨリ一尺マデノ不足ニ対シテハ六合引。六、上ヨリ一尺二寸五分マデノ不足ニ対シテハ九合引。七、上ヨリ一尺二寸五分ヲ越ユル不足ニ対シテハ十合引

⑧豊国鑛業所

三分又ハ三分ヲ越ユル場合：五分増、五分又ハ五分ヲ越ユル場合：一割増  
 欲引及ビ硬引ハ各左ノ率ニ依ル。目測五分又ハ五分ヲ越ユル場合：五分引。全一割又ハ一割ヲ越ユル場合：一割引。全一割五分又ハ一割五分ヲ越ユル場合：二割引。全二割又ハ二割ヲ越ユル場合：三割引。全三割又ハ三割ヲ越ユル場合：五割引。全四割又ハ四割ヲ越ユル場合ハ賃金ヲ計上セズ

⑨飯塚鑛業所

入引ハ炭函摺切以下一寸迄ハ容赦シ二寸減迄ハ一合引トシ以下二寸減毎二一合ヲ引。一寸以上：一坑 0.080 円，二坑 0.200 円。二寸以上：一坑 0.160 円，二坑 0.200 円

⑩忠隈鑛

硬引及入引ハ硬量又ハ容量不足ガ各五分ヲ越ユルトキニ限り之ヲ行フモノトス。其ノ率ハ硬量又ハ容量不足ガ各二割迄ハ二割ニツキ二割，二割ヲ越ユルトキハ三割ニツキ三割五分ノ割合（以上累加ス）トス。但シ容量不足及硬量ガ各五割以上ノ場合ハ本人立会ノ上検炭ヲナシ賃金ヲ支払ハザルコトアルベシ

⑪蔵内鑛業大峰二坑

函縁一寸上り以上：二合増。函縁以上：一合増。函縁以下一寸迄：丸上り。函縁以下二寸迄：一合引。全三寸迄：二合引。全四寸迄：三合引。全五寸迄：四合引。全六寸迄：五合引。全六寸以上：没収

⑫製鉄所二瀬出張所稲紫鑛

記述なし

⑬三好鑛業高松本坑

入量ノミ優良ノモノ一函ニ付キ十銭

⑭大正鑛業

○上り：満載。一合引：一割減。二合引：二割減。三合引：三割減。五号引以上ノ場合ハ賃金ヲ支払ハザル事アリ<sup>(9)</sup>

検炭内規 函縁ヨリ一寸高以上：一合賞與。全一寸高以下一寸切レ迄：○上り。全二寸切迄：五勺引。全三寸切迄：一合引。全四寸切迄：一合五勺引。全五寸切迄：二合引。全六寸切迄：三合五勺引。全七寸切迄：三合引

⑮嘉穂礦業所

(豊国礦業所と同一の内容)

⑯三菱筑豊礦業所

新入：一函炭：積切レ 3cm 迄，八合炭（二合引）同 9cm 迄，六合炭（四合引）同 15cm 迄，四合炭（六合引）同 15cm 迄

鯨田：一函炭：積切レ 6.5cm 迄，八合炭（二合引）同 11.5cm 迄，六合炭（四合引）同 20cm 迄，四合炭（六合引）同 20cm 迄

方城：一函炭：積切レ 6cm 迄，八合炭（二合引）同 12cm 迄，六合炭（四合引）同 20cm 迄，四合炭（六合引）同 20cm 迄

上山田：一函炭：積切レ 4cm 迄，八合炭（二合引）同 12cm 迄，六合炭（四合引）同 20cm 迄，四合炭（六合引）同 20cm 迄

(2)硬引

①三井田川礦業所

二割増 5 匁未満，一割増 5-10 匁，五分増 10-15 匁，増引ナシ 15-24 匁，一割引 24-40 匁，二割引 40-56 匁，三割引 56-72 匁，四割引 72-88 匁，四割引以上ノ每一割累加別硬量 16 匁其未満  
検炭一函ノ成績ハ全一切羽産炭十函以上ニ及ボサザルモノトス四割又ハソレ以上ノ歩引ヲナスベキ場合ニ於テハ本人ヲシテ立会セシム

②三井山野礦業所第二坑

(イ)一函中三十斤迄ノ悪石ハ分引ヲ為サズ。(ロ)三十斤以上二百五十斤未満ノ悪石混入ハ悪石量ノ三割増ヲ以テ減量ス。(ハ)故障其他已ムヲ得ザル事故ノタメ實検炭函数少キトキハ目測ヲ以テ悪石分引ヲナス。(ニ)二百五十斤以上ノ混入ハ本人ニ立会ハシメ以テ以後選炭ニ入念スル様注意シ若シ故意ニ混入シタルモノト認メタルトキハ処罰スルコトアルヘシ

付記 (ロ)ハ實際ハ左ノ如キ割合ニテ硬引ヲナス。(A)三十斤以上一五〇斤迄ハ混入硬ノ實量ニ依リテ引去ル，(B)一五〇斤以上悪席混入ノ場合ハ悪石量ノ三割増ヲ以テ減量ス

③大之浦礦業所

硬片数：硬引割合 30～50：0.05，50～70：0.10，70～90：0.15，90～110：0.20，110～130：0.25，130～150：0.30，150～170：0.35，170～190：0.40，190～210：0.45，210～230：0.50，230～250：0.60，250～270：0.70，270～300：0.80，300以上：10割引

④漆生炭鉱

硬引ハ五分マデハ之ヲ為サズ以下二合マデハ二合ノ割合三合マデハ三合ニツキ三合五分ノ割合以下全シテニテ之ヲ為ス

⑤大辻岩屋炭礦株式会社

〇斤：二割増。一〇斤未満：一割以上増。二〇斤未満：三分以上増。三〇斤未満：〇。三〇斤以上：五分以内引。五十斤以上：七分。七〇斤以上：一割。一〇〇斤以上：二割。一三〇斤以上：三割六分引。一六〇斤以上：六割引。二〇〇斤以上：九割引。二四〇斤以上：十割引

⑥古河西部鑛業所

硬ノ混入百分ノ五マデハ之ヲ為サズ。百分ノ十マデハ一合引。百分ノ二十マデハ二合半引。百分ノ三十マデハ四合引。百分ノ四十マデハ六合引。百分ノ五十マデハ九合引。百分ノ五十ヲ越ユルモノハ十合引

⑦麻生山内

一、硬ノ混入量五分マデハ硬引ヲナサズ。二、硬ノ混入量一割迄ニ対シテハ一合引。三、全上二割迄：二合五勺引。四、全上三割迄：四合引。五、全上四割迄：六合引。六、全上五割迄：九合引七、全上五割迄ヲ越ユルモノニ対シテハ一〇合引

⑧豊国鑛業所

(入引の箇所に記載)

⑨飯塚鑛業所

硬引ハ別表ニ依リ硬引ノ率ヲ定メ硬ノ混入特ニ著シキ場合ハ之ニ対スル賃金ヲ支払ハズ。一函炭：二十五立方尺三杯未滿，九合炭：四合炭・五杯未滿，八合炭：六杯未滿，七合炭：七・五杯未滿，六合炭：九杯未滿，五合炭：一〇・五杯未滿 硬検量用標準柵〇・五立方尺。四合炭以下ハ本例ニ準ジ硬引ヲ行フモノトス

⑩忠隈鑛

(入引の箇所に記載)

⑪蔵内鑛業大峰二坑

(四尺層・括弧内は三尺層)

五十斤迄(二十斤迄)十銭。八十斤迄(四十斤迄)七銭。百斤迄(六十斤迄)五銭。百二十斤迄(八十斤迄)丸上り。百四十斤迄(百斤迄)一合引。百六十斤迄(百二十斤迄)二合引。二百斤迄(百六十斤迄)三合引。二百五十斤迄(二百斤迄)四合引。三百斤迄(二百五十斤迄)五合引。三百斤以上(二百五十斤以上)没収

⑫製鉄所ニ瀨出張所稻紫鑛

一輛ノ内硬一合五勺未滿ノ場合 合引一合以内。二合未滿：一合五勺以内。二合五勺：二合以内。三合未滿：三合五勺以内。三合五勺未滿：五合以内。四合未滿：六合以内。四合以上：十合以内

⑬三好鑛業高松本坑

五分引：1000分ノ五以上十未滿。一割引：1000分ノ十以上五十未滿。二割引：1000分ノ五十以上百未滿。五割引：1000分ノ百以上

⑭大正鑛業

〇上り：五分未滿。五勺：五分以上一割未滿。一合引：一割以上一割五分未滿。一合五勺引：一割五分以上二割未滿。二合引：二割以上二割五分未滿。三合引：二割五分以上三割未滿  
 (「硬引容量」は) 試験炭検量ノ結果塊炭中ニ混入セル硬量一立方尺毎ニ五勺引トシ二号炭ノ混入一立方尺毎ニ二勺五才引トス，「粉炭中ニ混入セル硬量ハ塊炭中ニ混入セルモノノ同一ト推定硬引ヲナスモノトス」「尚炭函ノ容積ハ二十二才トス」

⑮嘉穂礦業所

(豊国礦業所と同一の内容)

⑯三菱筑豊礦業所

新入：一函炭：硬ノ混入 3.5 杯迄，八合炭(二合引)同 6.0 杯迄，六合炭(四合引)同 8.0 杯迄，四合炭(六合引)同 8.0 杯迄

鯨田：一函炭：硬ノ混入 4.0 杯迄，八合炭(二合引)同 7.0 杯迄，六合炭(四合引)同 10.0 杯迄，四合炭(六合引)同 10.0 杯迄

方城：一函炭：硬ノ混入 3.0 杯迄，八合炭(二合引)同 5.5 杯迄，六合炭(四合引)同 8.0 杯迄，四合炭(六合引)同 8.0 杯迄

上山田：一函炭：硬ノ混入 3.0 杯迄，八合炭(二合引)同 5.5 杯迄，六合炭(四合引)同 8.0 杯迄，四合炭(六合引)同 8.0 杯迄

註

(1)——筆者所蔵史料。なお、以下で断りのない引用は同史料からのもので、適宜、句読点を加え、便宜上、表記を改変する場合もある。

(2)——長廣利崇『戦間期日本石炭鉱業の再編と産業組織—カルテルの歴史分析—』日本経済評論社、2009年。

(3)——蔵内鉱業では「賃金ノ上ニ及ボス結果ハ二分以内ノ減額トナリ實際ニ選炭ノタメニ生ズル硬量ハ二割三分以上ニ及ブ」とされていた。

(4)——大阪地方職業紹介事務局『筑豊炭山労働事情』、1926年(復刻：『石炭研究資料叢書』No.14、九州大学石炭研究資料センター)。

(5)——炭鉱企業によって様々な呼称があったが、以下では、便宜上、「欠引」、「硬引」と述べる。

(6)——採炭談話会編『筑豊諸炭坑検炭規定一覽』(1931年6月)における、「入引」と「硬引」に関する数量的記載のみを掲載する。必要に応じて句読点を設け、表記を改変した。

(7)——各坑の詳細な規定が定められていた。

(8)——積増、積不足は「荷高」に対するもの。

(9)——この規定に加えて、「検炭内規」が存在した。なお、「〇上り」とは不足なしを意味する。

(和歌山大学経済学部、国立歴史民俗博物館研究協力者)

(2014年1月21日受付、2014年3月18日審査終了)



---

**要旨**


---

石炭鉱業史において、流通・生産・技術・労働・企業間関係などが検討されているが、商品炭から除かれる硬について議論されることは少ない。硬の坑外への搬出は、採炭において必ず生じることであるが、炭鉱企業は硬の搬出を可能な限り減らす必要があった。この理由は、商品価値を生み出さない硬についても費用が発生するからである。

本稿で紹介する採炭談話会編の『筑豊諸炭坑検炭規定一覧』（1931年6月）は、産炭地筑豊における炭鉱企業の検炭規則が記されたものである。検炭とは、採炭夫が坑内で採掘した石炭を賃金支払のために検査することを意味する。具体的には、筑豊の炭鉱企業の検炭制度の概要について紹介し、各企業の「欠引」・「硬引」の史料を掲載する。

【キーワード】 検炭, 筑豊, 石炭産業, 欠引, 硬引

---

**英文要旨**


---

In the history of the coal mining industry, much attention has been devoted to distribution, production, technology, labor, and inter-corporate relationships, but rarely paid to waste coal. Although it is not put on the market, it is inevitably brought to the surface together with other coal. Coal mining companies have strived to reduce the amount of waste coal as much as possible since this unprofitable coal puts them to expense.

This article examines “The List of Coal Testing Regulations at Coal Mines in Chikuho” edited by the Coal Mining Association (published in June 1931), which compiles the coal testing regulations of coal mining companies in Chikuho, a well-known coal field. Coal testing is inspection of coal to determine the amount of payment to the miner who brought it out. This article specifically outlines the coal testing system of coal mining companies in Chikuho and reviews their written materials about a reduction in payment according to the shortfall and contamination rate in coal.

Key words: coal testing, Chikuho, the coal mining industry, a reduction in payment according to the shortfall in coal output, a reduction in payment according to the contamination rate in coal

---